

物 件 明 細

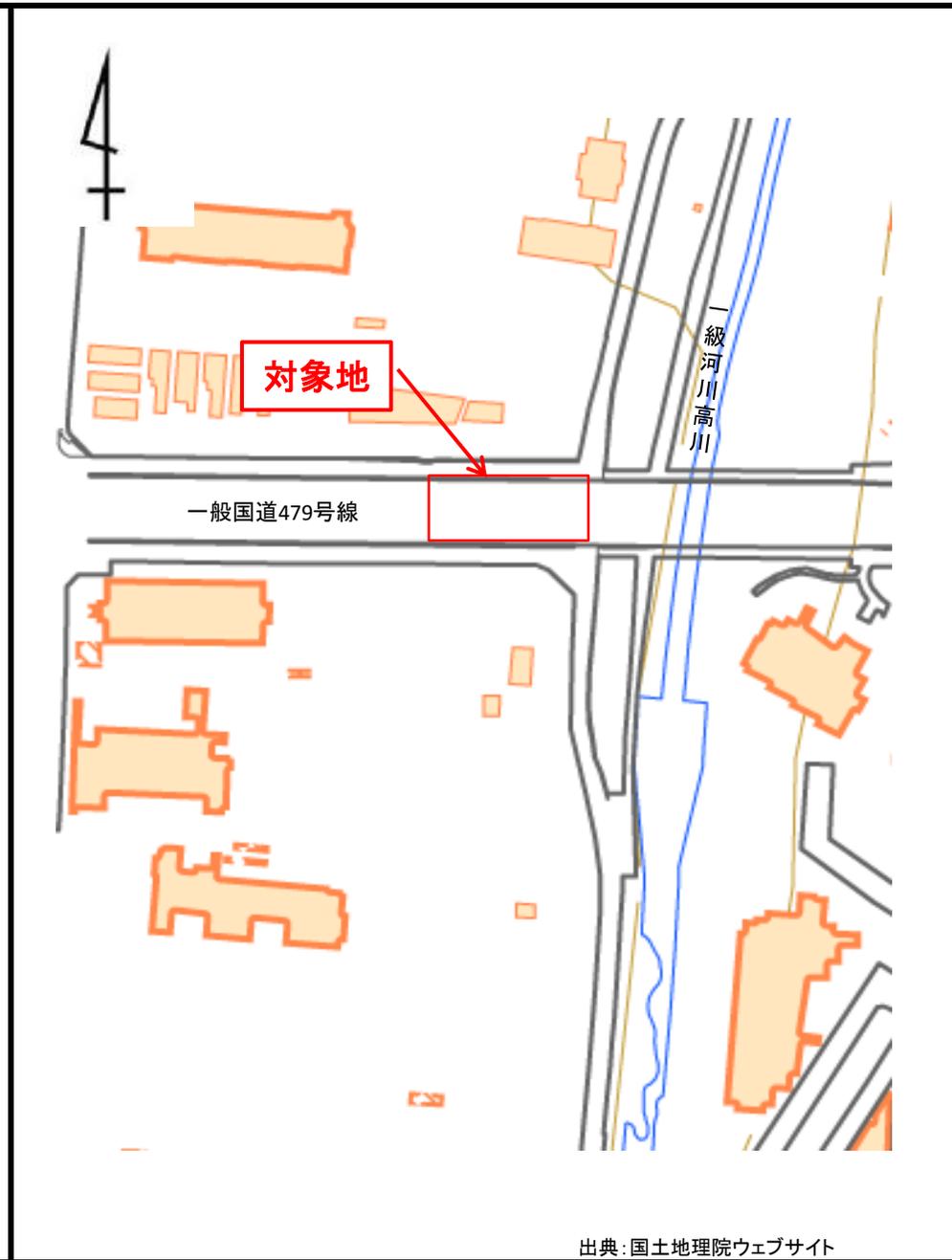
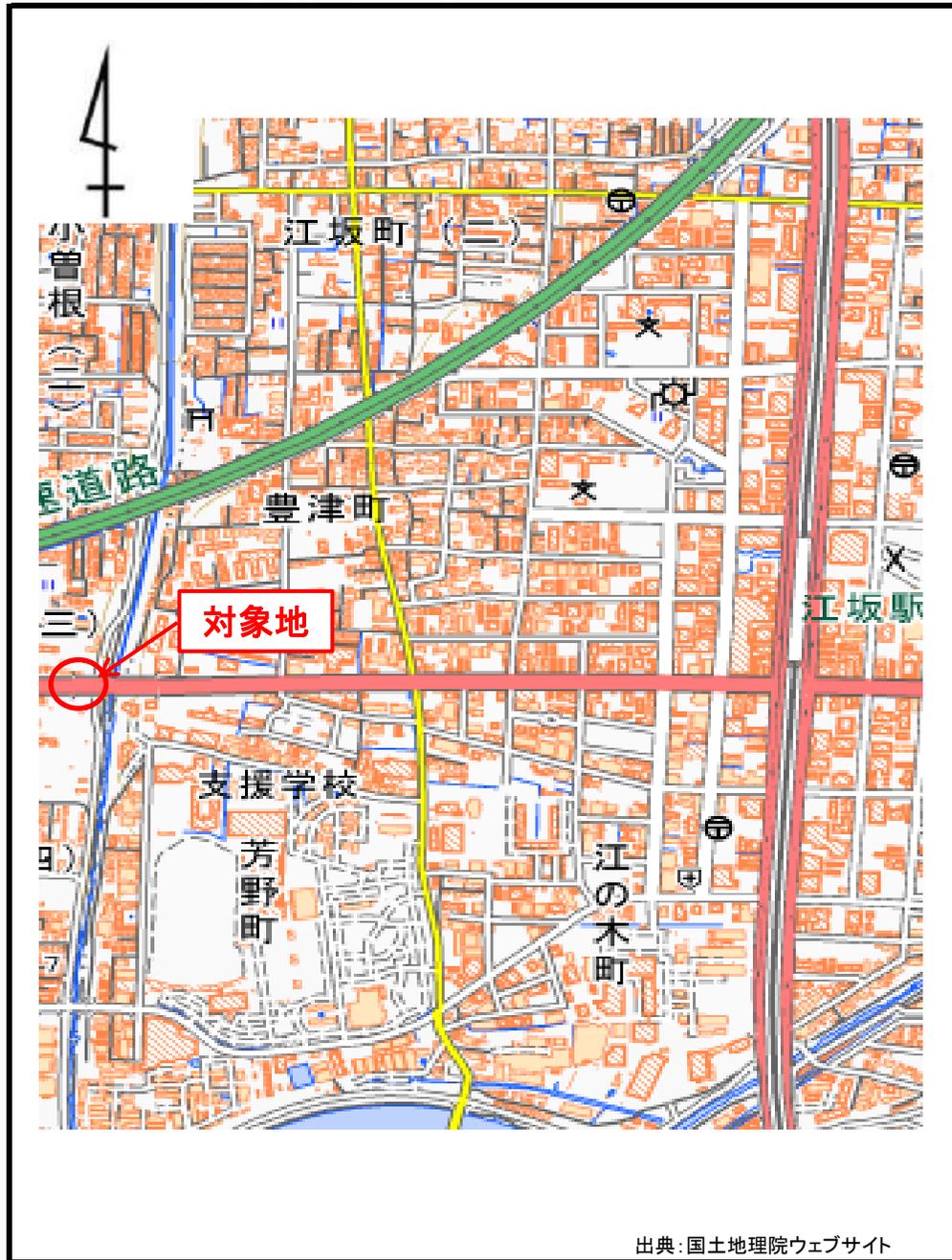
物件番号	所在地 (路線名)	豊中市小曾根三丁目1567番3外4筆の一部 (国道479号 高川橋高架下)	交通 機関	大阪メトロ御堂筋線 江坂駅 西 約1000m	最 低 占用料 (年額)	405,300円/年	占用期間	5年		
1										
土地の概要					特記事項					
面積	占用許可対象面積 385.78 m ²				<p>1 平面駐車場(コインパーキングを含む。)等、平面利用を想定しております。利用形態については、「大阪府道路占用許可基準:高架の道路の路面下に設ける施設」をご確認ください。</p> <p>2 占用期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとします。</p> <p>3 対象地への車両等の出入りについては、大阪府池田土木事務所及び大阪府豊中南警察署と協議し事前承認を得てください。 アスファルト舗装等の施設又は工作物の撤去、形状変更等については、大阪府池田土木事務所と協議してください。また、車両等の衝突により橋脚に損傷が発生しないよう、適切な場所に保護柵等を設置してください。なお、それらの整備等に要する費用は全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代) 大阪府豊中南警察署 交通課 電話 06-6334-1234(代)</p> <p>4 対象地にある架空構造物の地上からの高さは、最も低い箇所約2mとなります。</p> <p>5 排水が生じる利用をする場合は、道路及び既設集水桝等へは流さないでください。排水の処理については、豊中市と協議してください。 (お問い合わせ先) 豊中市上下水道局技術部下水道建設課 電話 06-6858-2955(代)</p> <p>6 電気の引込みについては、大阪府池田土木事務所及び関西電力送配電株式会社と協議してください。また、電気の引込みに伴う協議及び費用等は、全て占有者の負担となります。 (お問い合わせ先) 大阪府池田土木事務所 管理課 電話072-752-4111 関西電力送配電コンタクトセンター 電話0800-777-3081</p>					
接面道路 の状況	北側：府道・幅員約 4.5m・舗装有・高低差 無 南側：府道・幅員約 4.5m・舗装有・高低差 無									
法令に 基づく 制限	市街化区域内									
	都市 計画法	用途地域	準住居地域							
		地域地区	準防火地域							
		建ぺい率	60%	容積率						300%
その他の 法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法(一般国道479号区域内) ・消防法 ・河川法(一級河川高川河川保全区域内) 									
その他条件										
供給 処理 施設 の 状況	区分	配管等の状況		照会先及び電話番号						
		対象地周辺	対象地内							
	公営 水道	本管	引込管	豊中市上下水道局お客様センター給排水サービス課 06-6858-2961						
		無	無							
	電気	配電線	引込線	関西電力送配電コンタクトセンター 080-777-3081						
		無	無							
都市 ガス	本管	引込管	大阪ガス(株)マップメンテセンター 06-6202-2141							
	無	無								
公共 下水道	本管	引込管	豊中市上下水道局技術部下水道建設課 06-6858-2955							
	無	無								

(裏面へつづく)

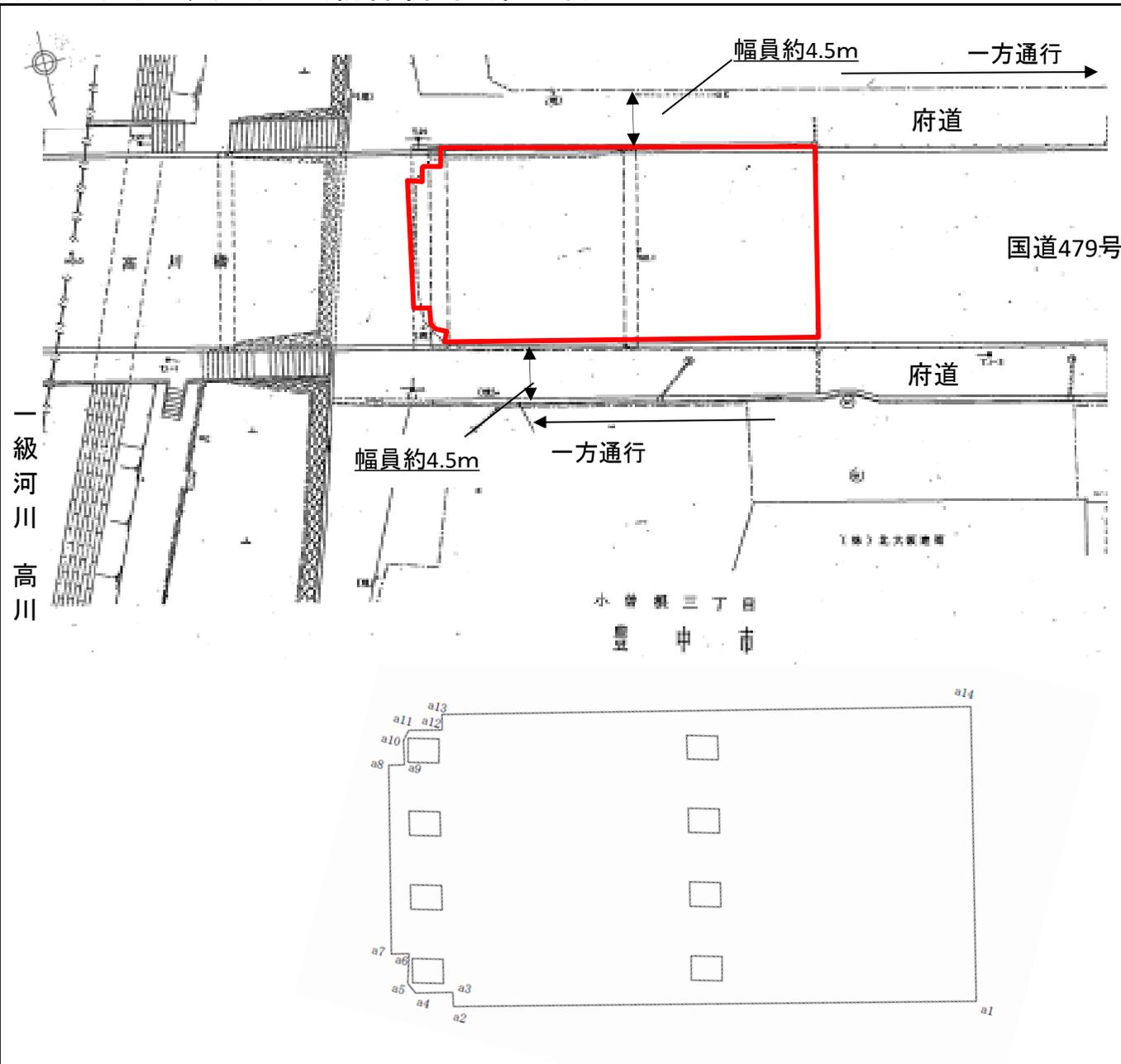
特記事項

- | | |
|---|---|
| <p>7 対象地は、一級河川高川の河川保全区域に該当します。工事等をされる際は、河川管理者である大阪府池田土木事務所と協議してください。
(お問い合わせ先)
大阪府池田土木事務所 管理課 電話 072-752-4111(代)</p> <p>8 対象地の実地調査等を行うため、大阪府職員又は大阪府の受注業者が対象地に立ち入ることがあります。また、上記の者による実地調査等で対象地にある施設が支障となる場合は、施設の撤去又は移動をお願いします。なお、撤去又は移動に必要な費用等は、全て占有者の負担となります。</p> <p>9 橋梁などの管理施設は定期的に点検を実施しており、その結果により補修が必要となる場合があります。また、緊急時には点検や補修を実施することがあります。ついては、点検や補修工事において、一定の期間、占有不可となる箇所が生じることになりますが、その占有料や補償などを大阪府において負担することはできませんので、あらかじめご了承ください。なお、点検及び補修工事等の際には、占有許可条件に基づき、現地にある物の撤去や移動をしていただくことがあります。その際に発生する費用等については、占有者の負担となります。橋梁周辺等の利用にあたっては、大阪府池田土木事務所と協議してください。</p> <p>10 対象地は、過去の公募により落札された現占有者がいます。現占有期間は最長で令和3年3月31日までとなっておりますので、本公募による占有開始日は令和3年4月1日からとなります。また、現地に設置されている施設の一部は、現占有者の所有施設ですので、それらの施設を継続して使用される場合は、占有開始日までにあらかじめ現占有者と譲渡等の協議を行ってください。なお、大阪府は現占有者と本公募により決定された占有者との譲渡契約等には一切関与しません。</p> <p>11 高架下は、天井から水滴が落ちることがあります。また、場所により橋梁から石灰水の落下があります。本府はその責めを負いませんので、あらかじめご了承ください。</p> <p>12 対象地の上にある高架橋及び橋脚付近にハトなどの野鳥が飛来し、これらの糞が対象地に落下することがありますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>13 土地利用に関する隣接土地所有者、近隣住民及び関係機関等との調整は、全て占有者において行ってください。</p> | <p>14 対象地外の府所有地(橋脚・管理フェンスの周辺など)についても対象地と同様に良好な管理を行ってください。</p> |
|---|---|

(1)位置図 (物件番号:第1号)



(2) 平面図・丈量図 (物件番号: 第1号)



求積表

点名	X座標	Y座標
a1	111.975	130.885
a2	105.283	106.330
a3	105.948	106.127
a4	105.457	104.388
a5	105.819	103.898
a6	107.242	103.604
a7	107.008	102.775
a8	115.919	100.375
a9	116.132	101.107
a10	117.272	100.770
a11	117.823	100.896
a12	118.248	102.465
a13	118.982	102.270
a14	125.862	127.073
計算方法	$F = \Sigma \{Y_n(X_{n+1} - X_n - 1)\} / 2$	
面積	400.188	
控除面積	1.5m × 1.2m × 8基 = 14.4	
地積	385.788	

図面名	貸付平面図・丈量図
作成年月日	令和2年10月29日
事業者名	大阪府